

## 特別養護老人ホーム 報徳園 『介護老人福祉施設』重要事項説明書

ご契約者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人高田真善会               |
| 主たる事務所の所在地 | 〒514-0065 三重県津市河辺町1317番地1 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 千草 篤麿                 |
| 設立年月日      | 昭和55年10月29日               |
| 電話番号       | 059-228-1951              |

### 2. ご利用事業所の概要

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| ご利用事業所の名称 | 特別養護老人ホーム報徳園              |
| サービスの種類   | 介護老人福祉施設                  |
| 事業所の所在地   | 〒514-0065 三重県津市河辺町1317番地1 |
| 電話番号      | 059-228-1951              |
| FAX番号     | 059-228-1952              |
| 指定年月日     | 令和8年4月1日(当初指定平成12年4月1日)   |
| 事業所番号     | 三重県指定 第2470500485号        |
| 管理者の氏名    | 園長 千草 篤麿                  |
| 利用定員      | 110名                      |

### 3. 事業の目的と運営の方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 高齢者が自立した生活を送れるように、介護を必要とするものに対し、指定介護老人福祉施設に入所することを目的とする。  |
| 運営の方針 | 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入所者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようするものである。<br>入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスを提供する。<br>明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 |

#### 4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 従業者の職種           | 主な業務内容     | 勤務の形態・人数 |        |
|------------------|------------|----------|--------|
| 管理者              | 業務の一元的な管理  | 常勤 1人    | 非常勤 人  |
| 生活相談員            | 生活相談及び指導   | 常勤 3人    | 非常勤 1人 |
| 介護職員             | 介護業務       | 常勤 37人   | 非常勤 7人 |
| 看護職員             | 健康管理、衛生管理  | 常勤 2人    | 非常勤 7人 |
| 機能訓練指導員(看護職員と兼務) | 身体機能の向上、指導 | 常勤 1人    | 非常勤 2人 |
| 介護支援専門員(相談員と兼務)  | 介護サービス計画   | 常勤 2人    | 非常勤 1人 |
| 嘱託医師             | 健康管理、療養指導  | 常勤 人     | 非常勤 2人 |
| 管理栄養士            | 食事献立、栄養指導  | 常勤 3人    | 非常勤 人  |

※短期入所生活介護事業（定員15名）と併設のため定員125名に対する職員配置数となっております。

〈主な職種の勤務体制〉

| 従業者の職種        | 勤務体制   |
|---------------|--|
| 介護職員          | 日勤 : 8:00～17:30<br>早番 : 7:00～16:30<br>遅番 : 9:30～19:00<br>夜勤 : 17:00～ 9:00 (5名) |
| 看護職員          | 日勤 : 8:00～17:30  |
| 機能訓練指導員       | 日勤 : 8:00～17:30  |
| 医師<br>医師(精神科) | 毎週 火・金 午後<br>毎月2回 午前   |

#### 5. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、ご契約者の心身の状況にあわせて、軽介護・中介護・重介護・認知症の4ゾーンのうちで決めさせていただきます。

| 居室・設備の種類 | 室数  | 備考       |
|----------|-----|----------|
| 個室(1人部屋) | 15室 | 従来型個室    |
|          | 4室  | 多床室扱     |
| 2人部屋     | 6室  | 多床室(相部屋) |
| 3人部屋     | 1室  | 多床室(相部屋) |
| 4人部屋     | 19室 | 多床室(相部屋) |
| 食堂       | 4か所 |          |
| 機能訓練室    | 2か所 |          |
| 浴室       | 2か所 | 機械浴・特殊浴槽 |
| 医務室      | 1か所 |          |

※居室の変更：ご契約者から居室の変更の希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

## 6. 提供するサービスの内容

- (1) 施設サービス計画（介護サービス計画）の立案  
ご契約者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成いたします。
- (2) 食事  
当事業所では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。  
また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。  
食事時間 朝食：8:00～ 昼食：11:30～ 夕食：17:00～
- (3) 入浴  
入浴又は清拭を週2回行います。  
寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- (4) 排泄  
排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- (5) 機能訓練  
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- (6) 健康管理  
医師や看護職員が、健康管理を行います。
- (7) その他自立への支援  
寝たきり防止のため、出きる限り離床に配慮します。  
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。  
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## 7. 利用料

(1) あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料の1割又は2割又は3割(介護保険負担割合証に記載)の額です。

### 介護福祉施設サービスの利用料

#### 【基本部分：従来型個室・多床室】

| 利用者の<br>要介護度 | 介護福祉施設サービス費（1日あたり） |                   |                          |
|--------------|--------------------|-------------------|--------------------------|
|              | 基本単位               | 基本利用料<br>（×10.27） | 利用者負担金<br>（＝基本利用料の1割の場合） |
| 要介護1         | 589単位              | 6,049円            | 605円                     |
| 要介護2         | 659単位              | 6,767円            | 677円                     |
| 要介護3         | 732単位              | 7,517円            | 752円                     |
| 要介護4         | 802単位              | 8,236円            | 824円                     |
| 要介護5         | 871単位              | 8,945円            | 895円                     |

(2) 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類        | 加算の要件   | 加算額         |                   |                   |        |
|--------------|---|-------------|-------------------|-------------------|--------|
|              |   | 基本単位        | 基本利用料<br>(×10.27) | 利用者負担金<br>(1割の場合) |        |
| 日常生活継続支援加算   | 1日につき   | 36単位        | 369円              | 37円               |        |
| 夜勤職員配置加算Ⅰロ   | 1日につき   | 16単位        | 164円              | 17円               |        |
| 看護体制加算Ⅰロ     | 1日につき   | 4単位         | 41円               | 5円                |        |
| 看護体制加算Ⅱロ     | 1日につき   | 8単位         | 82円               | 9円                |        |
| 精神科医療養加算     | 1日につき   | 5単位         | 51円               | 6円                |        |
| 認知症専門ケア加算Ⅰ   | 1日につき   | 3単位         | 30円               | 3円                |        |
| 褥瘡マネジメント加算   | 1月につき   | 3単位         | 30円               | 3円                |        |
| 排せつ支援加算      | 1月につき   | 3単位         | 30円               | 3円                |        |
| 科学的介護推進体制加算Ⅰ | 1月につき   | 40単位        | 410円              | 41円               |        |
| 性向上推進体制加算Ⅱ   | 1月につき   | 10単位        | 102円              | 11円               |        |
| 安全対策体制加算     | 入所時に1回  | 20単位        | 205円              | 21円               |        |
| 外泊時費用        | 6日以内の入院又は外泊をされた場合(1日につき)                            | 246単位       | 2,526円            | 253円              |        |
| 初期加算         | 入所した日から起算して30日以内期間(30日を超える入院後に再び入所の場合も同様)(1日につき)    | 30単位        | 308円              | 31円               |        |
| 退所時栄養情報連携加算  | 退所の際に栄養管理に関する情報を医療機関等に提供した場合、1月に1回を限度               | 70単位        | 718円              | 72円               |        |
| 退所前連携加算      | 居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合                | 500単位       | 5,135円            | 514円              |        |
| 退所時情報連携加算    | 入所者が退所し医療機関に入院する場合において、入所者の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合 | 250単位       | 2,567円            | 257円              |        |
| 看取り介護加算      | 終末期にあると判断した入所者について、本人または家族の同意を得て施設で看取り介護を行った場合      | 死亡日以前31～45日 | 72単位              | 739円              | 74円    |
|              |   | 死亡日以前4～30日  | 144単位             | 1,478円            | 148円   |
|              |   | 死亡日の前日・前々日  | 680単位             | 6,983円            | 699円   |
|              |   | 死亡日         | 1,280単位           | 13,145円           | 1,315円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 1月につき 所定単位数×160/1000×10.27                          |             |                   | 左記計算式の1割の金額       |        |

※ 上記の(1)(2)の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前

に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 上記料金の（１）（２）の自己負担額については、１日又は１回あたりの介護保険報酬単位に地域単価数（10.27）を乗じ、その１割相当額を切り捨て算出するため、ご利用日数等により変動がございます。

### （３）その他の費用

|     |  |
|-----|--|
| 食費  | <p>１日につき１，５５０円。<br/>         （ただし、朝食３３０円、昼食６６０円、夕食５６０円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとします。）<br/>         また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。<br/>         （負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額）</p>   |
| 居住費 | <p>従来型個室（１日につき） １，２３１円<br/>         多床室（１日につき） ９１５円<br/>         （負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額）</p>   |
| その他 | <p>① 特別な食事<br/>         ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合<br/>         利用料金：要した費用の実費<br/>         ② レクリエーション、クラブ活動<br/>         ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加した場合<br/>         利用料金：材料等の実費<br/>         ③ 日常生活品上必要となる諸費用<br/>         日常生活品の購入代金等ご契約者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等について、費用の実費をいただきます。</p> |

### （４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

| 支払い方法             | 支払い要件等   |
|-------------------|--|
| ゆうちょ銀行<br>口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月の２６日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。  |
| 銀行振り込み            | <p>サービスを利用した月の翌月の２６日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。<br/>         百五銀行 一身田支店 普通預金 口座番号 374563</p> <p>口座名 <small>しゃかいふくしほうじんたかだしんぜんかい</small><br/>         社会福祉法人高田真善会</p> <p><small>とくべつようごろうじんほーむほうとくえん えんちよう ちくさあつまる</small><br/>         特別養護老人ホーム報徳園 園長 千草篤磨</p> |
| 現金払い              | サービスを利用した月の翌月の２６日までに、現金でお支払いください。  |

## ８．非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年２回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に入所者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録しておきます。

### 11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 12. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 13. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をさせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 14. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待防止のための指針を作成し、職員に対し虐待防止のための研修を実施し、これらを適切に実施する担当者を置きます。

### 15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

|         |   |
|---------|---|
| 事業所相談窓口 | 窓口担当 : 園長 千草篤麿、 介護業務部長 伊藤綾子<br>受付時間 : 午前8時～午後5時30分<br>電話番号 : 059-228-1951 |
|---------|---|

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                      |   |
|--------|----------------------|---|
| 苦情受付機関 | 津市役所 介護保険課           | 三重県津市西丸之内23-1<br>電話番号 059-229-3149<br>FAX番号 059-229-3334<br>受付時間 午前9時～午後5時<br>(土・日・祝日を除く) |
|        | 三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 三重県津市桜橋2丁目96<br>三重県自治会館内  |

|  |            |   |
|--|------------|---|
|  |            | 電話番号 059-223-6600<br>FAX番号 059-222-4166<br>受付時間 午前9時～午後5時<br>(土・日・祝日を除く)                                |
|  | 三重県社会福祉協議会 | 三重県津市桜橋2丁目131<br>三重県社会福祉会館内<br>電話番号 059-227-5145<br>FAX番号 059-227-6618<br>受付時間 午前9時～午後5時<br>(土・日・祝日を除く) |

## 16. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

| 医療機関の名称 | 所在地          | 診療科         |
|---------|--------------|-------------|
| 永井病院    | 津市西丸之内29番29号 | 内科・外科・整形外科他 |
| 岩崎病院    | 津市一身田333     | 内科・外科他      |
| 遠山病院    | 津市南新町17-22   | 内科・外科他      |

## 17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 18. 施設の利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、日常生活に必要なもの以外は原則として持ち込むことができません。その他のものについては、ご相談ください。

### (2) 面会

面会時間 9時00分～11時00分、14時00分～16時00分  
(感染症予防等のために制限することもあります)

※来訪者は、必ずその都度面会カードにご記入ください。

※なお、来訪される場合は、金銭・飲食物の持ち込みは職員に連絡ください。

### (3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には食事に係る自己負担額は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊した

り、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (6) 喫煙

施設屋内での喫煙はできません。

#### (7) カスタマーハラスメントの対応について

入所者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しをさせていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

|     |          |                 |
|-----|----------|-----------------|
| 事業者 | 所在地      | 三重県津市河辺町1317番地1 |
|     | 事業者（法人）名 | 社会福祉法人高田真善会     |
|     |          | 特別養護老人ホーム報徳園    |
|     | 園長       | 千草篤磨 ㊞          |
|     | 説明者職・氏名  | 生活相談員 ㊞         |

私は、事業者より本書面に基づき重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

|     |      |
|-----|------|
| 利用者 | 〒    |
|     | 住所   |
|     | 氏名 ㊞ |

|                |
|----------------|
| 署名代行者（又は法定代理人） |
| 〒              |
| 住所             |
| 本人との続柄         |
| 氏名 ㊞           |